

第58号議案

福井県教科用図書選定審議会規則の一部改正について

福井県教科用図書選定審議会規則の一部を、別紙のとおり改正する。

平成27年3月11日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正に伴いみだしの規則を改正したいので、この案を提出する。

福井県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年福井県教育委員会規則第一号）改正の概要

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部改正により、条ずれが生じたため

福井県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年福井県教育委員会規則第一号）

〈現行〉

（目的）

第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第十一条の規定に基づき、福井県教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の組織および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。



〈改正後〉

（目的）

第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第十条の規定に基づき、福井県教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の組織および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年4月1日施行）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第八条 → 第七条

従って、第十一条が第十条となる。

現行の内容

（教育委員会規則への委任）

第十一条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

公立小中学校教科用図書採択について

教科書検定

文部科学省が、教科書の記述が客観的で公正なもので、適切な教育的配慮がなされているかを検定し、検定に合格した教科用図書が採択対象となる。

教科書採択〔原則4年間使用〕

公立小中学校で使用する教科書について、県教育委員会の指導、助言、援助のもと、検定に合格した教科用図書の中から、採択地区ごとに採択協議会でさらに調査研究し、地区内市町教育委員会が共同採択する。

採択までの流れ（4月1日～8月31日まで）

（義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律施行令第十三条）

4月 県教育委員会

県教科用図書選定審議会委員を任命し、選定審議会を設置する。

（義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律第十一条）

選定審議会

5月

- ・採択基準を作成する。
- ・調査項目を策定し調査する。
- ・調査結果を「選定資料」にまとめる。
- ・結果を県教育委員会に答申する。

選定審議会委員（20名以内）	
1	校長、教員
2	指導主事、市町教育委員等 学校教育に専門知識を有する職員
3	学識経験者、保護者

6月

県教育委員会

「選定資料」を決定し、採択地区へ配布する。

7月

採択地区協議会

5地区（福井高志・坂井・奥越・丹南・嶺南）（法律第十二条）

- ・採択教科用図書の調査研究をする。
- ・採択教科書を決定する。

市町教育委員会

- ・教科書採択を決議する。

8月

- ・県教育委員会に採択結果を報告する

県教育委員会

- ・需要数を文部科学省に報告する。

平成23年度 中学校教科用図書採択
 平成26年度 小学校教科用図書採択
 平成27年度 中学校教科用図書採択

福井県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する条例新旧対照表
福井県教科用図書選定審議会規則(昭和三十九年福井県教育委員会規則第一号)

改 正 案

現 行

(目的)

第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号) 第十条の規定に基づき、福井県教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の組織および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(目的)

第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号) 第十一条の規定に基づき、福井県教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の組織および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

